

住居確保給付金について

「住居確保給付金事業」は、離職、自営業の廃業または休業等により収入が減少したことにより経済的に困窮し、住居を喪失したり、住居を喪失するおそれのある方に対し、就職に向けた活動などを条件に、一定期間、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

1 支給の条件・対象者

伊佐市の賃貸住宅に居住（ルームシェア等は非該当）し、支給申請時に、次の(1)～(8)のいずれにも該当する方です。

- (1) 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- (2) 申請日において、離職・廃業の日から2年以内であること。又はやむを得ない休業等により収入が減少し離職等と同等程度の状況にあること。
- (3) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
- (4) 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の金額以下であること。

単身世帯 7.8万円+家賃額（上限24,200円）

2人世帯 11.5万円+家賃額（上限29,000円）

3人世帯 14万円+家賃額（上限31,500円）

4人世帯 17.5万円+家賃額（上限31,500円）

5人世帯 20.9万円+家賃額（上限31,500円）

6人世帯 24.2万円+家賃額（上限34,000円）

7人世帯 27.5万円+家賃額（上限38,000円）

- (5) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の金額以下であること。

単身世帯 46.8万円

2人世帯 69万円

3人世帯 84万円

4人以上の世帯 100万円

- (6) 求職活動は誠実かつ熱心に行うこと。また、活動報告を「求職活動状況報告書」により月1回自立相談支援機関（福祉課）に提出すること。
- (7) 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）または市等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- ・ 本給付の支給期間中に、規定の就職活動等を怠る場合（疾病又は負傷による場合を除く。）は支給が中止となります。

- ・ 本給付の支給に疑義が生じた場合は、必要に応じ、支給対象者の住居を訪問し、居住の実態を確認することがあります。
- ・ 本給付の受給後、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給された給付の全額又は一部について返還する義務を負います。

2 支給額（基準額）等

家賃額及び合計収入額により、支給額が決定されます。

単身世帯 24,200円以内

2人世帯 29,000円以内

3人から5人世帯 31,500円以内

6人世帯 34,000円以内

7人以上世帯 38,000円以内

※家賃額には管理費や共益費、駐車場代などは含みません。また、支給額が実際の家賃に対して不足する場合、差額は自己負担となります。

3 支給方法

決定した支給額を、住宅の貸主又は貸主の委託を受けた事業者が指定する口座へ振り込みます。

4 支給期間

給付金の支給期間は3か月間を限度とします。ただし、規定する就職活動を誠実に継続し、支給要件を満たしている場合、3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができます。

5 申請に必要な書類

(1) 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本等の写しのいずれかの書類。

(2) 離職関係書類

2年以内に離職・廃業したことが確認できる書類の写し。又はやむを得ない休業等により収入が減少し離職等と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し。

(3) 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類（給与明細、年金証書、各種手当、配当の通知等）の写し。

(4) 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し。

(5) その他必要な書類は、申請時に確認し追加でお願いすることになります。

6 相談・問い合わせ先

福祉課保護係（生活自立相談支援窓口） ☎ 23-1311（内線1269・1273）